

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構
福祉サービス第三者評価結果公表要領

1 目的

この要領は、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構設置要綱の7の規定に基づき、評価結果の公表に関し必要な事項を定める。

2 評価結果の公表

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「県推進機構」という。）及び第三者評価機関が公表する評価結果の内容は、様式1のとおりとする。

3 事業所情報の公表

2に規定するもののほか、様式2で定める事業所情報も併せて公表するものとする。

4 県推進機構における公表の方法

県推進機構は、県推進機構が設置するホームページに掲載するとともに、事務局にて閲覧できるものとする。

5 公表期間

公表期間は5年間とする。

6 公表の不同意

県推進機構及び第三者評価機関は、公表について事業所の同意を得られなかった場合は、様式3で定める内容を公表する。

7 公表の停止

是正改善命令等（是正改善命令その他法令違反に係る重要な命令をいう。）を受けたことが明らかになった事業所については、当該是正改善命令等に基づく是正改善等がなされたことが確認されるまでの間、評価結果の公表を停止する。

8 評価結果の報告

第三者評価機関は、様式4のとおり評価結果の確定後30日以内に、県推進機構に評価結果を報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月18日から施行する。